解散公告

当社は、平成二十九年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

兵庫県西脇市蒲江二四三番地

有限会社キハラシ

清算人　相地　好人

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

奈良県磯城郡田原本町大字三笠一二五番地

有限会社坂本燃料

代表清算人　坂本　安子

解散公告

当社は、平成二十九年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

和歌山市大谷三七七番地の三

株式会社関西電化サービス

代表清算人　亀井　秀夫

解散公告

当社は、平成二十九年七月二十二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

島根県松江市上東川津町一七九六番地

有限会社中徳商店

清算人　中村　公蔵

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

北九州市小倉北区中井三丁目一番三〇号

貝屋商事株式会社

代表清算人　大畑　宗和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

長崎市かき道二丁目五二番一二号

有限会社大匠設計

清算人　長岡　繁則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

千葉県佐倉市鏑木町三二〇番地

社団法人日本結核病院協会

代表清算人　遠山　正博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年七月二十一日山梨県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

山梨県中巨摩郡昭和町押越五四二番地の二

昭和町常永土地区画整理組合

清算人代表　角野　幹男

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

島根県大田市久利町市原口六八番地

宗教法人正善寺

清算人　吉田　芳照

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年六月六日鹿児島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

鹿児島県出水市緑町一番三号

清算法人出水市昭和干拓土地改良区

代表清算人　黒田　保

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

京都府宇治市宇治野神一の一〇五番地

宗教法人シヴァアシュラム

清算人　瀬川　晋弘

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年八月十五日、神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目二番地の二

湘南三和トラストビル五階

藤沢市新産業の森北部地区土地区画整理組合

代表清算人　漆原　啓一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市錦町三四番地、最後の住所北海道小樽市祝津二丁目三〇八番地一四五

被相続人　亡　荒竹　光春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

北海道小樽市稲穂二丁目二三番一号　小樽経済センタービル六階

相続財産管理人　弁護士　村越　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区本宿町五一番地二六、最後の住所横浜市旭区左近山一五七番地五左近山団地四街区四棟五〇一号

被相続人　亡　田口　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

富山市西田地方町一丁目五番二五号　浦崎・南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣野　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市豊若町二丁目七番、最後の住所富山県富山市豊若町二丁目七番四〇号

被相続人　亡　魚津　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十一日

横浜市中区弁天通二丁目二五番関内キャピタルビル九〇四　三浦靖彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　靖彦

第４期決算公告

平成29年8月31日

群馬県高崎市栄町１番１号

株式会社ヤマダ・ウッドハウス

代表取締役　増田　文彦

貸借対照表の要旨　（平成29年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,860,326	流動負債	6,377,303
固定資産	2,213,956	（うち完成工事補償引当金）	(13,029)
有形固定資産	2,123,235	固定負債	1,318,094
無形固定資産	30,158	（うち退職給付引当金）	(30,960)
投資その他の資産	60,564	株主資本	△ 2,621,114
		資本金	25,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	△ 2,671,114
		その他利益剰余金	△ 2,671,114
		（うち当期純損失）	(910,189)
資産合計	5,074,282	負債・純資産合計	5,074,282